

令和7年度 第2回 国民健康保険運営協議会

都城市健康部保険年金課

令和7年10月1日

国民健康保険制度の現状

- 1 国民健康保険制度について（国・県の動向）
- 2 保険税水準統一について
 - （１）県指針
 - （２）保険税水準統一の本市の課題・影響
- 3 子ども・子育て支援金について
 - （１）制度の概要
 - （２）課税の賦課方式
 - （３）本市の対応（案）

1 国民健康保険制度について

(国・県の動向)

- 平成30年度の国民健康保険制度改革

構成年齢が高く、医療費が高いなどの構造的課題を解決するために、**県が運営の中心的役割を担う**制度に改革

- 国民健康保険運営方針（以下、「運営方針」という。）

県と市町村が一体となって、本県の国民健康保険制度を**共通認識で運営**するために策定

- 国民健康保険税水準の統一（以下、「保険税水準統一」という。）

県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険税となる状態（以下、「完全統一」という。）を目指す

- 保険料水準統一加速化プラン（以下、「加速化プラン」という。）

国は、保険税水準統一における**完全統一の目標年度を令和15年度**とし、遅くとも令和17年度までの移行を明記

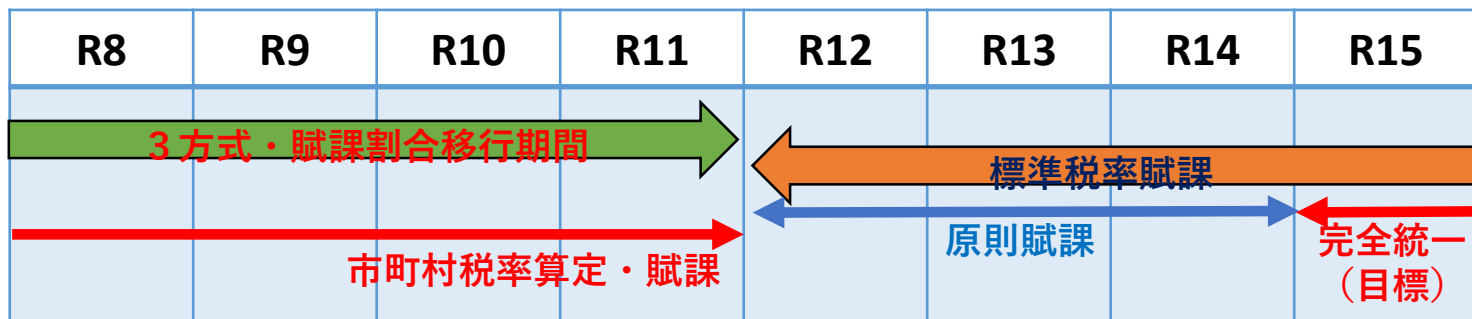
2 保険税水準統一について

(1) 県指針

- 加速化プランに基づき、**令和15年度**を保険税水準の**完全統一**の現時点での**目安**と考えている。
- 保険税算定方式は、資産割を除く、**所得割、均等割、平等割の3方式**とする。
- 保険税賦課割合は、**所得割：均等割：平等割 = 50：35：15**を標準とする。
- 令和12年度**から、**原則、標準税率で賦課**する方針を示している。

※標準税率：完全統一までは、県内統一の保険税算定方法に基づき、県が、保険税水準の完全統一時の目安として算定する税率。完全統一後は県内一律の保険税率。

県スケジュール



【参考】 運営方針・加速化プラン

- 第3期宮崎県国民健康保険運営方針

- 標準的な保険税算定方式

本県の標準的な保険税算定方式は、**医療分、後期支援金分、介護納付金分ともに3方式**とし、県内の被保険者の負担の公平性を確保するため、**すべての市町村において3方式**とする。

- 保険料水準統一加速化プラン（第2版）

- 保険税水準の統一のスケジュール

全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度の**令和15年度までに完全統一**に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とする。

2 保険税水準統一について

(2) 令和15年度までに完全統一しない場合の影響

●県におけるデメリット

- 「加速化プラン」において、「財政支援の機会損失」「保険者努力支援制度における評価への影響」が示されている。
- 完全統一を達成した都道府県に対する統一達成年度から3か年にわたる特別調整交付金による財政支援を受けられません。
- 保険者努力支援制度における保険料水準統一関係の指標にかかる配点の加点が得られません。

●市におけるデメリット

- 「国民健康保険事業費納付金が増額」する可能性。
- 国から県へ交付される交付金（特別調整交付金や保険者努力支援金）の減少分を市町村の国民健康保険事業費納付金で補填することになり、結果、市町村の納付金が増額となる可能性があります。

【参考】県内市町村の算定方式

(令和7年4月現在)

市町村名	算定方式	市町村名	算定方式
宮崎市	3 方式	高鍋町	4 方式
都城市	4 方式	新富町	3 方式
延岡市	4 方式	西米良村	3 方式移行中
日南市	4 方式	木城町	3 方式移行中
小林市	4 方式	川南町	2 方式
日向市	4 方式	都農町	4 方式
串間市	4 方式	門川町	3 方式
西都市	3 方式	諸塚村	4 方式
えびの市	4 方式	椎葉村	4 方式
三股町	4 方式	高千穂町	3 方式移行中
高原町	3 方式	日之影町	4 方式
国富町	3 方式移行中	五ヶ瀬町	4 方式
綾町	3 方式	美郷町	3 方式移行中

2 保険税水準統一について

(3) 保険税水準統一の本市の課題・影響

① 算定方式を4方式から3方式へ

- ・ **令和12年度**までに **3方式**に移行する必要があります。
- ・ 資産割で賦課していた保険税が減少し、減少分の保険税総額を所得割、均等割、平等割で補うことになります。
- ・ 資産割が賦課されていた被保険者は、資産割分の保険税は減額となります。
- ・ 資産割の賦課に関わらず、すべての被保険者の、所得割、均等割、平等割分の保険税額が増額となる可能性があります。

② 賦課割合を標準割合へ

- ・ 「**所得割：均等割：平等割＝50：35：15**」へ調整が必要。
- ・ 算定方式の変更に連動して、賦課割合が変化します。
- ・ 賦課割合の変化により、保険税額が大きく変動する被保険者がいます。

以上の課題を踏まえ、協議をお願いします

・国民健康保険税について

完全統一の目安としている**令和15年度**に向けて、国民健康保険税の賦課の条件の変更 が必要となります。

①算定方式について

所得割、資産割、均等割、平等割で構成される4方式から、**所得割、均等割、平等割で構成する3方式**に変更します。

②賦課割合について

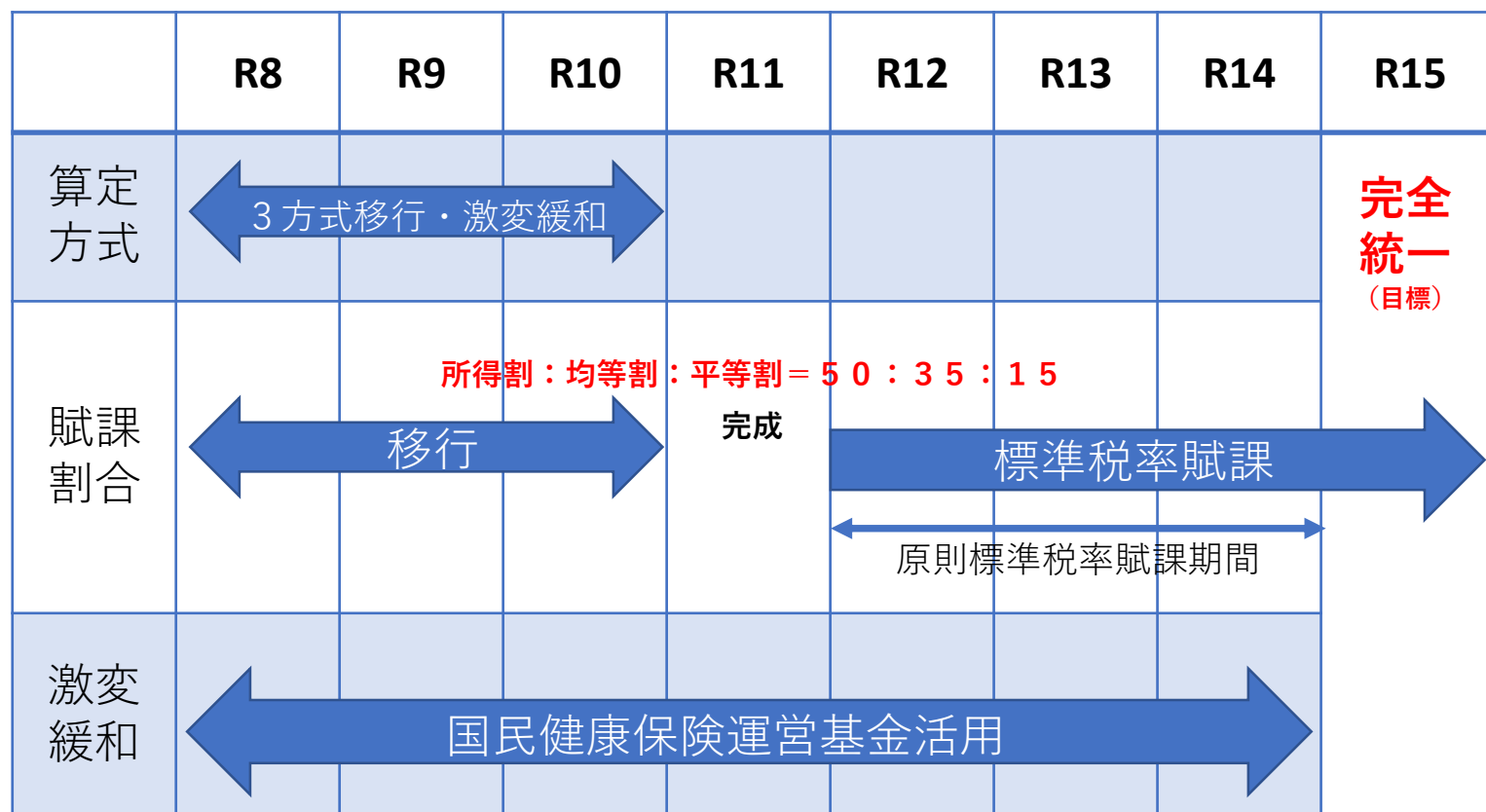
4方式の資産割分の保険税額を3方式で賦課するため、賦課割合を標準割合、**所得割：均等割：平等割＝ 50：35：15**に移行します。

③激変緩和策について

算定方式の変更、賦課割合の変更に伴い、保険税額が大きく変動する場合は、**国民健康保険運営基金を活用**して、変動を緩和調整します。

本市の方針（案）

・保険税水準統一スケジュール



3 子ども・子育て支援金について

（１）制度の概要

- ・ **令和 8 年度**に、子ども・子育て支援金制度が**創設**されます。
- ・ 子ども・子育て支援金は、**従来の保険税とあわせて徴収**します。
- ・ 国が、被保険者への保険税の賦課・徴収の方法を定めます。
- ・ 国民健康保険の**低所得者軽減措置**に対する**財政支援等**が定められます。
- ・ 国民健康保険では、**18歳以下**の子ども・子育て支援金の均等割額の**全額軽減措置**が設けられます。

（２）課税の算定方式

- ・ 保険税水準統一後の保険税の算定方式が**3方式**であることから、新規の子ども・子育て支援金分課税の算定方式も**3方式**とします。

（３）本市の対応（案）

- ・ 令和 7 年度に**国民健康保険税条例を改正**します。
- ・ **令和 8 年度**から、子ども・子育て支援金分の**賦課を開始**し、従来の保険税に追加して徴収します。

次回 第3回協議会

- 1 算定方法の変更と激変緩和策について
- 2 モデルケースによる保険税の試算
- 3 今後の本市国保財政の見通し

答申までの流れ

第2回協議会（本日）

- 1 国民健康保険制度について（国・県の動向）
- 2 保険税水準統一について
- 3 子ども・子育て支援金について

第3回協議会（10月15日）

- 1 賦課方法の変更と激変緩和策について
- 2 モデルケースによる保険税の試算
- 3 今後の本市国保財政の見通し

第4回協議会（10月29日）

- 1 答申案の検討

答申（11月7日）